

(平成27年2月12日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認中部地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 60 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 25 日

A社において勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。当該期間に賞与が支給されていたと記憶するので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社の元清算人から提出された賞与に係る資料により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、元清算人から提出された上記資料により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成21年12月\*日に解散し、清算終了している上、同社の元清算人は、「申立期間に係る賃金台帳を保管していないため、確認できない。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 中部（愛知）厚生年金 事案 8789

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を7万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和60年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日  
② 平成16年2月25日  
③ 平成16年8月25日

申立期間の賞与記録が無い。A社の届出漏れだと思うので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A社の元清算人から提出された賞与に係る資料により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③に係る標準賞与額については、元清算人から提出された上記資料により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成21年12月\*日に解散し、清算終了している上、同社の元清算人は、「申立期間に係る貸金台帳を保管していないため、申立人の当該期間における賞与の支給及び保険料の控除について確認できない。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否か

については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①及び②について、上述のとおり、A社は既に解散している上、同社の元清算人は、「申立期間に係る賃金台帳を保管していない。」と回答していること、及び申立人は当時の賞与額は分からない旨回答していることから、申立人の申立期間①及び②における賞与の支給及び保険料の控除について確認することができない。

また、A社が加入していたB健康保険組合は、申立人の申立期間①及び②に係る賞与記録について、「賞与支払届の届出が無く、申立てに係る記録が無い。」と回答しているとともに、同健康保険組合から提出された適用台帳においても、当該期間に係る賞与記録は確認できない。

さらに、申立人の当時の居住地を管轄するC市は、申立期間①及び②に係る市民税・県民税証明書は保存期限を経過したため保管していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は26万円、申立期間②は24万円、申立期間③は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 12 月 25 日  
② 平成 21 年 12 月 30 日  
③ 平成 22 年 9 月 15 日

申立期間の賞与記録が無い。A社の届出漏れだと思うので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の複数の同僚が所持している賞与支払明細書によると、当該期間において賞与が支給され、当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立人から提出された預金通帳の写しにより、申立期間①においてA社からの振込みがあったことが確認できるとともに、当該振込額は、毎月の月例給与に係る振込額（約15万円）と比して約22万円の差額が生じることが認められることから、当該期間において同社から賞与が支給されたことがうかがえ、申立人についても、当該同僚と同様の事務処理がなされたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①においてA社から賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人に係る申立期間①の標準賞与額については、当該期間に係る振

込額から算出される賞与支給額及び上記賞与支払明細書から推認される厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

申立期間②及び③について、上記預金通帳の写しにより、申立人は、当該期間においてA社から賞与が支給されていたことが確認できる。

また、A社の複数の同僚が所持している賞与支払明細書によると、申立期間②及び③において賞与が支給され、当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、同様の事務処理がなされたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③においてA社から賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人に係る申立期間②及び③の標準賞与額については、上記預金通帳の写しにおいて確認できる振込額及び上記賞与支払明細書から推認される厚生年金保険料控除額から、申立期間②は24万円、申立期間③は22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「顧問税理士を変えた際、給与ソフト及びデータを削除され資料が残っていないため、当時の事情は分からない。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時。平成22年1月以降は、年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 中部（愛知）厚生年金 事案 8791

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を39万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

申立期間について、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間について記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及び預金通帳の写しにより、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（39万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していない旨回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を13万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月25日  
申立期間の賞与記録が無い。A社の届出漏れだと思うので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元清算人から提出された賞与に係る資料によると、申立期間において申立人に支給された賞与から控除されたと考えられる社会保険料の合計金額が記載されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間について、A社から毎月の月例給与とともに14万円弱の賞与が支給されたと主張しているところ、金融機関から提出された普通預金元帳によると、当該期間において同社から毎月の振込額と比較して著しく高い(約11万4,000円の差額が生じている。)ことから、月例給与とは異なる支給があったことがうかがえることを踏まえ、元清算人から提出された上記資料で確認できる社会保険料の合計金額を基に算出した賞与額は、申立人が記憶している賞与額とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において事業主から賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、元清算人から提出された上記資料により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、13万7,000円とすることが妥当である。



なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成21年12月\*日に解散し、清算終了している上、同社の元清算人は、「申立期間に係る賃金台帳を保管していないため、確認できない。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA事業所における厚生年金保険第3種被保険者の資格取得日は昭和26年6月19日、資格喪失日は27年1月5日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和29年3月25日、資格喪失日は同年4月16日であることが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

申立期間③について、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和29年5月2日、資格喪失日は同年5月13日であることが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年6月頃から27年1月頃まで  
② 昭和29年3月頃から同年4月頃まで  
③ 昭和29年5月頃

日本年金機構から、未統合の年金記録が見付かった旨の通知があった。事業所名は思い出せないが、調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の弟は、「申立人は、C事業所の後にA事業所で坑内夫として勤務していたと思う。同事業所での勤務期間はC事業所ほど長くはなかったと思う。」と証言していることから、申立人は、当該期間にA事業所に勤務していたことが認められる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人と同姓同名で生年月日の一部が相違し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和26年6月19日、資格喪失日は27年1月5日）が確認できるものの、当該被保険者名簿の記録に対応する健康保険厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）は、申立人と氏名及び生年月日の一部が相違している。

しかしながら、オンライン記録によれば、上記被保険者名簿及び旧台帳に記載された氏名及び生年月日が完全に一致する被保険者は見当たらない上、申立人と同姓同名かつ同一生年月日の被保険者について確認したところ、申立人のほかに見当たらない。

また、上述のとおり、申立人の弟は、「申立人はA事業所で坑内夫として勤務していたと思う。」と証言しているところ、上記被保険者名簿の「坑内夫その他」の欄及び上記旧台帳の「坑内夫該否」の欄には、「内」と記載されており、日本年金機構は、「当該記載内容は、第3種被保険者を意味する。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の被保険者記録であると判断できることから、申立人のA事業所における厚生年金保険第3種被保険者の資格取得日は昭和26年6月19日、資格喪失日は27年1月5日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、被保険者名簿及び旧台帳の記録から、8,000円とすることが妥当である。

申立期間②及び③について、B社に係る被保険者名簿及び旧台帳によると、申立人と同姓同名かつ同一生年月日の基礎年金番号に統合されていない2つの厚生年金保険被保険者記録（資格取得日が昭和29年3月25日、資格喪失日が同年4月16日のものと、資格取得日が同年5月2日、資格喪失日が同年5月13日のもの）が確認できる。

また、申立人の弟と申立人の娘は、「当該期間当時、申立人は姉夫婦と同居しており、義兄（既に他界）と同じ事業所で勤務している時期があった。」と証言しているところ、B社の被保険者名簿によると、当該未統合記録の2つの被保険者期間と同一期間に、申立人の義兄と同姓同名かつ同一生年月日の被保険者記録が確認できる上、当該期間よりも後に申立人の被保険者記録が確認できるD社の被保険者名簿によると、申立人の被保険者期間と同時期に申立人の

義兄と同姓同名かつ同一生年月日の被保険者記録が確認できる。

さらに、前述のとおり、オンライン記録により申立人と同姓同名かつ同一生年月日の被保険者について確認したところ、申立人のほかに見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間においてB社に勤務していたと推認され、当該未統合記録は、申立人の被保険者記録であると判断できることから、申立人の同社における申立期間②の資格取得日は昭和29年3月25日、資格喪失日は同年4月16日、申立期間③の資格取得日は同年5月2日、資格喪失日は同年5月13日であると認められる。

なお、申立期間②及び③の標準報酬月額については、被保険者名簿及び旧台帳の記録から、8,000円とすることが妥当である。

## 中部（愛知）厚生年金 事案 8794

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和56年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月31日から同年4月1日まで

A社からB社に転籍しただけで、継続して勤務していたのに空白があるのはおかしい。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間について、A社に継続して勤務し、申立期間当時の同社の事務担当者及び複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和56年2月の記録から14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、事業主も既に死亡していることから確認することはできないが、事業主が資格喪失日を昭和56年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び⑤について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は19万9,000円、申立期間⑤は29万9,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②から④までに係る標準賞与額の記録については、申立期間②は9万8,000円、申立期間③は19万4,000円、申立期間④は18万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月18日  
② 平成17年7月20日  
③ 平成17年12月16日  
④ 平成18年12月13日  
⑤ 平成19年12月18日

申立期間にA法人から賞与をもらったが、記録が無いので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び⑤について、申立人から提出された預金取引履歴の写し、複数の同僚から提出された給与支給明細書（賞与分）及び課税庁から提出された給与支払報告書（以下「賞与関連資料」という。）から判断して、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は19万9,000円、申立期間⑤は29万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②から④までについて、賞与関連資料から判断して、申立人は、10万円から20万4,000円までの標準賞与額に相当する賞与を支給され、9万8,000円から19万4,000円までの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を

事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、賞与関連資料により推認できる厚生年金保険料控除額から申立期間②は9万8,000円、申立期間③は19万4,000円、申立期間④は18万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は、「資料は残っていないが、届出はしていた。」と回答しているが、このほかに確認できる資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 中部（岐阜）厚生年金 事案 8796

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和49年10月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月24日から50年9月21日まで

B社在職中にA社へ異動し、申立期間についても継続して同社に勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間において、A社及びB社の厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記複数の同僚は、「当時、申立人と同じ現場で勤務していたが、申立期間前後で申立人の勤務場所や職務内容に変更は無かったと思う。」「B社から関連企業であるA社への転籍は、籍だけの変更であった。申立人は正社員として勤務していたと思うので、記録が無いとされている期間の保険料は、それまでと同じように控除されていたと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和50年9月の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。



なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、厚生年金保険における資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和 50 年 9 月 21 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 49 年 10 月から 50 年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 中部（静岡）厚生年金 事案 8797

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、6万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 19 日

私は、申立期間について、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間の賞与に係る記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、銀行から提出された普通預金元帳及び複数の同僚から提出された賞与支給明細書（以下「賞与関連資料」という。）から判断すると、申立人は、7万円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、6万9,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、賞与関連資料により推認できる厚生年金保険料控除額から、6万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は3万円、申立期間②は7万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 6 月 28 日  
② 平成 19 年 6 月 29 日

私は、申立期間について、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間の賞与に係る記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、銀行から提出された普通預金元帳及び複数の同僚から提出された賞与支給明細書から判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は3万円、申立期間②は7万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 中部（静岡）厚生年金 事案 8799

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、16万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 19 日

私は、申立期間について、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間の賞与に係る記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、銀行から提出された普通預金元帳及び複数の同僚から提出された賞与支給明細書（以下「賞与関連資料」という。）から判断すると、申立人は、17万円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、16万6,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、賞与関連資料により推認できる厚生年金保険料控除額から、16万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 中部（静岡）厚生年金 事案 8800

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び⑤について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録をそれぞれ13万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②から④までに係る標準賞与額の記録については、申立期間②は12万7,000円、申立期間③は15万7,000円、申立期間④は11万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日  
② 平成17年6月30日  
③ 平成17年12月16日  
④ 平成18年6月28日  
⑤ 平成19年6月29日

私は、申立期間について、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間の賞与に係る記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び⑤について、銀行から提出された普通預金元帳及び複数の同僚から提出された賞与支給明細書（以下「賞与関連資料」という。）から判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（13万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②から④までについて、賞与関連資料から判断すると、申立人は、12万円から16万円までの標準賞与額に相当する賞与を支給され、11万8,000円から15万7,000円までの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事

業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、賞与関連資料により推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間②は12万7,000円、申立期間③は15万7,000円、申立期間④は11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和61年5月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 申立人の申立期間②及び③に係る標準報酬月額の記録については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、申立期間②は18万円、申立期間③は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 3 申立人の申立期間④から⑥までに係る標準賞与額の記録については、申立期間④は17万1,000円、申立期間⑤は18万9,000円、申立期間⑥は15万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年5月21日から同年6月1日まで  
② 昭和62年9月  
③ 昭和63年7月  
④ 平成16年12月15日  
⑤ 平成17年6月30日  
⑥ 平成17年12月16日

申立期間①について、A社に昭和61年5月21日に入社したので、当該期

間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間②及び③について、厚生年金保険の記録を確認したところ、標準報酬月額がA社から実際に支給されていた給与額よりも低く記録されているので、正しい記録に訂正してほしい。

申立期間④から⑥までについて、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間の賞与に係る記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、雇用保険の記録及び申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、当該期間においてA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、上記給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び昭和61年6月のオンライン記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの回答は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②及び③について、申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額(申立期間②は18万円、申立期間③は24万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間④から⑥までについて、申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は、17万円から22万円までの標準賞与額に相当する賞与を支給され、15万8,000円から18万9,000円までの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行わ



れるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間④は17万1,000円、申立期間⑤は18万9,000円、申立期間⑥は15万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 中部（静岡）厚生年金 事案 8802

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から③までに係る標準賞与額の記録については、申立期間①は11万4,000円、申立期間②は12万9,000円、申立期間③は11万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日  
② 平成17年6月30日  
③ 平成17年12月16日

私は、申立期間について、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間の賞与に係る記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについて、申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は、12万円から15万円までの標準賞与額に相当する賞与を支給され、11万2,000円から12万9,000円までの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、賞与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は11万4,000円、申立期間②は12万9,000円、申立期間③は11万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無

いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 中部（愛知）厚生年金 事案 8803

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 14 年 4 月 1 日から 18 年 2 月 1 日まで  
② 平成 18 年 9 月 1 日から 24 年 4 月 1 日まで

年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かったが、記録が無い期間についても継続して勤務し、保険料も控除されていたと思うので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、税務関係資料及び申立人から提出された雇用契約書から判断すると、申立人は、当該期間においてA社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、A社は平成 13 年 11 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①において同社が適用事業所であった記録は確認できず、同社の関連事業所についても、当該期間当時は適用事業所ではなかったことが認められる。

また、商業登記簿謄本によると、A社は平成 23 年 9 月 \* 日に解散していることが確認できる上、同社の関連事業所に照会を行ったものの、回答が得られないことから、申立人の申立期間①における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立期間①に係る申立人の税務関係資料について照会を行ったところ、「平成 14 年及び 15 年の資料は廃棄済み、16 年及び 17 年（同年 3 月退職の記載あり。）の給与支払報告書は保管されているが、18 年については未申告である。」と回答しており、当該期間のうち、平成 14 年 4 月 1 日から 15 年 12 月 31 日までの期間及び 17 年 4 月 1 日から 18 年 1 月 31 日までの期間については、保険料控除を確認することができないとともに、16 年 1 月 1 日から 17 年

3月31日までについては、給与支払報告書の「社会保険料等の金額」欄に記載が無く、厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

申立期間②について、申立人から提出された、申立人が当時居住していた住居に係る光熱費の領収書により、申立人は、当該期間においてB社に勤務していたこととはうかがえる。

しかし、B社及び同社の関連事業所に照会を行ったものの、回答が得られないことから、申立人の申立期間②における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、上記と同様に、申立期間②に係る申立人の税務関係資料について照会を行ったところ、「平成18年から25年までについては未申告である。」と回答していることから、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人から提出された雇用契約書及び申立人が作成した領収書に記載されている社会保険料等控除額（15万円）は、給与額（50万円）に相当する額とは考え難い上、当該控除額は合計額で記載されているのみであり、厚生年金保険料額、健康保険料額、雇用保険料額及び所得税額それぞれの額が明確ではないことから、申立期間②に係る厚生年金保険料を特定することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 中部（三重）厚生年金 事案 8804

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月

申立期間について、A社（現在は、B社）から賞与が支給されているにもかかわらず、厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いため、当該期間について、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社は、「申立人を他社に派遣しており、申立人には賞与を支給していなかった。当社では賞与を支給する規定は無いが、派遣先企業には派遣社員へ賞与を支給する意向があり、その賞与額を負担した派遣先企業に派遣された社員にだけ、当社から賞与を支給していた。」と回答しているところ、同社から提出された平成 19 年の賃金台帳によると、A社から申立人に対し、申立期間に係る賞与が支給されたことは確認できない。

また、金融機関から提出された普通預金取引明細表には、申立期間にA社から賞与が振り込まれたことは確認できない。

このほか、申立期間において、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。